

告示第 8 号

太子町学校給食用物資調達要綱を次のように定める。

令和 5 年 1 月 23 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町学校給食用物資調達要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が発注する学校給食に使用する食材等の物資の調達を適正かつ円滑に行うため、太子町財務規則（平成 4 年規則第 17 号）その他に定めのある場合を除き、当該物資の調達に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給食用物資 学校給食に使用する食材等の物資であって、町が指定する要件を満たした物をいう。
- (2) 登録者 太子町学校給食用物資納入業者登録要領（以下「要領」という。）第 2 条に規定する登録者をいう。
- (3) 入札等 給食用物資納入業者選定においての入札又は見積合わせをいう。

(給食用物資の仕様)

第 3 条 調達する給食用物資は、見積依頼時に要求する仕様を満たしていなければならない。

(納入業者の決定)

第 4 条 町長は、納入業者を登録者から入札等の方法により決定する。

- 2 地産地消及び食育の推進との関連、給食用物資の産地及び品質、供給能力等を総合的に勘案して決定その他特別な理由がある場合は、入札等以外の方法により、納入業者を決定することができる。
- 3 入札等は、給食用物資 1 品目ごとに行うものとする。
- 4 町長は、納入業者を決定した場合、当該業者に発注の通知を行うものとする。

(給食用物資の納入)

第 5 条 納入業者は、給食用物資の納入に際して、別表に定める事項を遵守しなければならない。

(給食用物資の検収)

第6条 町は、納入業者から給食用物資の納入があった場合、太子町学校給食共同調理センター（以下「給食センター」という。）の検収担当者が納品書、現品及び発注書を照合して確認するとともに、量目、鮮度及び衛生状態等について十分な点検及び確認を行い、適格と認められた給食用物資の納入を受けるものとする。

2 納入業者は、納入された給食用物資に数量の過不足、不良その他不適格な事項を認めた場合、これを交換、追加又は返品対応しなければならない。検収後においても、また同様とする。

（給食用物資に係る代金の請求）

第7条 給食用物資に係る代金の請求は、該当月の月末又は最終納品日に締め、翌月10日までに給食センターに請求書の提出を行うものとする。ただし、翌月10日が町の休日を定める条例（平成2年条例第1号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その直後の休日でない日とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、給食用物資の調達及び納入に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

納入日	納入場所	納入時刻	納入品目
給食実施日 （当日）納入	給食センター	8:00～9:00 （時間指定）	野菜類（休日明けのもやし・カット野菜等） 肉類・豆腐油揚げ類・果物類（カットフルーツ）
	各学校園 給食センター （直接配送）	9:00～11:30	ナン・ピタパン・ケーキ等
前日納入	給食センター	9:30～11:00 13:30～15:00	その他の野菜類・豆類・穀物類・乾物・調味料・缶詰類・冷凍食品類（魚介類を含む）
前々日納入 又は 随時納入	給食センター	8:00～12:00	砂糖・一般油脂類・調味料類